

本山町出身者ネットワーク構築事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町が人口減少対策として、町公式 LINE にて各種情報を町出身者の若者へ発信することにより、これまで途切れてしまっていた若者とのネットワークの維持を行い、将来的な U ターンや定住に繋げる。町公式 LINE への若者の登録を促すため、予算の範囲内において地場産品を活用したふるさと小包を新規登録者に支給し、登録の後押しを図ることを目的とする。

（支給要件）

第2条 ふるさと小包の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、申請日時点で満 18 歳以上 34 歳以下の本山町出身者もしくは在住者であり、町公式 LINE を登録済みの者とする。

（支給内容）

第3条 ふるさと小包は 5,000 円程度の町内地場産品等の詰め合わせとし、支給対象者 1 人につき、1 回とする。

（支給方法等）

第4条 ふるさと小包は、町公式 LINE への登録をし、チャット内にてふるさと小包の支給を希望する旨のメッセージを送付することによって、町が必要事項の確認を行ったのち、郵送等、支給対象者の希望する方法で受け渡しを行う。

（支給の取消し）

第5条 町長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給を取り消すことがある。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により、支給を受けているとき。

（2）前号に掲げるもののほか、支給を受けることが不相当と町長が認めるとき。

2 町長は、申請者又は支給対象者が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給対象者に、既に支給したふるさと小包便の代金に相当する額の金額の返還を求めることがある。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。